（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第六条　別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成二十四年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成二十三年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2　平成二十四年度分及び平成二十五年度分の固定資産税及び都市計画税に係る新規則第十条の七の三第七項第二号の規定の適用については、同号中「並びに」とあるのは「及び」と、「に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第七十九条各号に掲げる費用の額の合計額」とあるのは「の規定により算定された額」と、「同法第四十八条第一項第二号」とあるのは「同条第一項第二号」とする。

3　旧規則第十条の十三第三号に規定する貸し付けている土地に対して課する平成二十四年度分及び平成二十五年度分の固定資産税及び都市計画税については、同号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「平成二十三年一月一日」とあるのは、「平成二十五年一月一日」とする。

4　新規則第十一条の十一の規定は、平成二十五年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。

5　新規則附則第六条第二十三項の規定は、平成二十四年四月一日以後に取得された同項に規定する国土交通大臣の証明がされた車両に対して課する平成二十五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧規則附則第六条第二十五項に規定する国土交通大臣の証明がされた車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6　平成二十四年改正法附則第八条第八項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十五条第二十項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、旧規則附則第六条第四十一項の規定は、なおその効力を有する。

7　平成二十四年改正法附則第八条第十項及び第十四条第三項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十五条の三第二項に規定する旧資産に対応するものとして取得された家屋又は償却資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、旧規則附則第六条の四第二項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。

（総務大臣が施行日以後最初に指定して公示した居住困難区域等に関する経過措置）

第七条　平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定の適用がある場合における新規則附則第二十二条の三並びに第二十四条第十一項及び第十二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二十二条の三	法附則第五十一条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合　次に	法附則第五十一条第四項に規定する
	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この号及び次号並びに附則第二十四条第十二項において「平成二十四年改正法」という。）附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合　次に	平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第四項に規定する
同条第四項又は第五項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日		平成二十三年三月十一日

		政令附則第三十一条第四項第二号から第四号まで
		法附則第五十一条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合にあつては
		政令附則第三十一条第五項第三号
		法附則第五十一条第五項
		政令附則第三十一条第五項第一号
		法附則第五十一条第六項
		同項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日
		政令附則第三十一条第六項第一号
	附則第二十四条第十一項	同条第二十三項第一号
		政令附則第三十一条第六項第二号から第四号まで
	附則第二十四条第十二項	法附則第五十六条第十三項
		同項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日
		政令附則第三十三条第二十項第一号
		政令附則第三十三条第二十項第二号から第四号まで

政令附則第三十一条第四項第二号から第四号まで	地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百九号。以下この号及び次号並びに附則第二十四条第十一項及び第十二項において「改正令」という。）附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十一条第四項第二号から第四号まで	改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十一条第四項第二号から第四号まで
法附則第五十一条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合にあつては	平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合にあつては	改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十一条第五項第三号
政令附則第三十一条第五項第三号	改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十一条第五項第三号	改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十一条第六項第一号
法附則第五十一条第五項	平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第五項	平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十三項
政令附則第三十一条第五項第一号	改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十一条第五項第一号	改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三条第二十項第一号
法附則第五十一条第六項	平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第六項	平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十三項
同項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日	平成二十三年三月十一日
政令附則第三十一条第六項第一号	改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十一条第六項第一号	改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三条第二十項第一号
政令附則第三十一条第六項第二号から第四号まで	改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十一条第六項第二号から第四号まで	改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三条第二十項第二号から第四号まで
法附則第五十六条第十三項	平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十三項	改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三条第二十項第一号
同項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日	平成二十三年三月十一日
政令附則第三十三条第二十項第一号	改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三条第二十項第一号	改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三条第二十項第二号から第四号まで
政令附則第三十三条第二十項第二号から第四号まで	改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三条第二十項第二号から第四号まで	